

事業認定の手続

- ① 事業認定説明会の開催
 - ・事業認定申請を行う場合は、あらかじめ起業者は、土地所有者などの関係人に広く周知して、事業の目的、内容等を説明します。
- ② 事業認定申請
 - ・起業者から事業認定庁に申請します。
- ③ 事業認定申請書の公告・縦覧
 - ・事業を行う土地のある市町村において、申請書の写しを2週間公告・縦覧します。
- ④ 公聴会の開催
 - ・事業内容等について意見を述べたい方は、縦覧期間中に事業認定庁に対し、公聴会の開催を求めることができます。
- ⑤ 審議会の意見聴取
 - ・事業認定処分に異議のある方は、縦覧期間中に知事に対し、異議意見書を提出できます。
 - この場合、事業認定庁は審議会(国土交通大臣認定事業は社会資本整備審議会、知事認定事業は宮崎県土地収用事業認定審議会)の意見を聴いて、事業認定の可否を判断します。
- ⑥ 事業認定の告示
 - ・事業認定をしたときは、起業者の名称、事業の種類、起業地、認定理由などを官報又は県公報に掲載(告示)します。

※あつせんと仲裁…起業者、土地所有者等は、知事にあつせん又は仲裁を申請して解決を図ることもできます。